

事 務 連 絡

令和2年8月12日

各都道府県衛生主管部（局）
救急・災害医療主管課（部）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室

令和2年度DMA T技能維持研修の中止及び
DMA T登録者の資格更新要件について

平素より、災害医療関係行政の推進につきまして、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、今年度のDMA T技能維持研修については、新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し、日本DMA T隊員養成研修の開催を優先する観点から、以下のとおりいたします。

貴職におかれては、御了知いただくとともに、関係者への周知をお願いいたします。

記

1. 令和2年度DMA T技能維持研修については、開催しないこととする。
2. DMA T登録者の資格更新要件である「資格有効期間内において『DMA T技能維持研修』に2回以上参加していること」については、資格有効期間が5年とされているところを特例的に6年として取り扱うこととする。なお、今年度にDMA T登録者となった者についてはこの限りではなく、従来通り5年とする。

連絡先

厚生労働省医政局地域医療計画課

災害時医師等派遣調整専門官 西田（内線 4130）

災害医療対策専門官 榊原（内線 2558）

TEL：03-5253-1111（代表）

DMA T事務局

担当 市原

TEL：042-526-5701

E-mail：ichiharamasayuki@dm.t.jp